

国土交通省告示第百七十六号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第十条第一項第一号の規定に基づき、車いす使用者用便房の構造を次のように定める。

平成十五年三月六日

国土交通大臣 林 寛子

車いす使用者用便房の構造を定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第十条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。